

最高裁秘書第2667号

令和3年8月30日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司様

最高裁判所事務総長 中村



司法行政文書開示通知書

3月26日付け（同月29日受付、第021124号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

2月26日付け「事前課題の提出方法の変更について」（両面で1枚）

2 開示しないこととした部分とその理由

1の文書には、公にすることにより修習事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報、公にすることにより裁判所の情報セキュリティの確保に支障を及ぼすおそれがある情報及び公にすることにより事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報（電話番号）が記載されており、これらの情報は、行政機関情報公開法第5条第6号に定める不開示情報に相当することから、これらの情報が記載されている部分を開示しないこととした。

3 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室） 電話03（3264）5652（直通）

令和3年2月26日

令和2年度（第74期）

司法修習生採用選考申込者 各位

司法研修所事務局

事前課題の提出方法の変更について

別送の事前発送教材に同封されている冊子「司法修習開始までの準備について」には、各教官室からの事前課題が記載されており、提出を要する事前課題の提出方法が、別紙第1（同冊子5, 6頁）に記載されていますが、提出方法に変更が生じたことから、別紙第1-2「オンライン方式で導入修習を行う場合の事前課題一覧表（提出を要するもの）」を本書面裏面のとおりに訂正しますので、差し替えてください。

事前課題の提出方法は、差替え前の書面に記載のメールによる方法ではなく、本書面裏面に記載した、チームズ上の「[REDACTED]」を利用する方法となりますので、各自間違えないようにしてください。

なお、「[REDACTED]」の具体的な利用方法及び操作方法については、後日、チームズ上でお知らせします。

おって、裏面に記載した方法で提出ができない場合には、企画第二課企画係（[REDACTED]）に電話で連絡してください。

差替

（お知らせ）別途、発送されている「司法修習開始までの準備について」の6ページに訂正箇所がありますので、その差替えです。

オンラインで導入修習を行う場合の事前課題一覧表(提出を要するもの)

科 目	掲載ページ	作成方法	提出期限	提出方法		
民事裁判	11～13ページ	下記のとおり（ただし、5枚以内とする。）	3月30日（火）まで	チームズの [] チャネル から「[]」 を利用して送信		
民事弁護	19～27ページ	下記のとおり				
刑事裁判	32～34ページ					
検 察	38～39ページ		3月22日（月）まで			

事前課題をパソコンで作成する際には、修習関連の情報等に準じて（令和3年2月26日付け司法研修所長通知「導入修習において司法修習生が取り扱う修習関連の情報のセキュリティ対策について」を参照），情報の取扱いに留意すること。

◎ 事前課題の作成・提出要領

- 各自の使用するワード等のワープロソフトを利用し、A4判用紙1枚あたり962文字（字数37文字×行数26行）で事前課題を作成する。
なお、チームズで配布する「起案用書式」（上記文字数に設定済み）の利用を推奨する。
- 作成した事前課題については、チームズにサインインを行い、[] チャネル []

なお、「[]」には、事前課題の内容を[]、組、番号、氏名等の確認事項が設問として設定されているため、必要事項を入力し、その内容に誤りがないかを確認した上で送信すること。

- 民事裁判、民事弁護及び刑事裁判の事前課題については3月30日（火）までに、検察の事前課題については、3月22日（月）までに提出する（期限までに必着のこと。持参及び郵送は受け付けない。）。
- 提出する課題の電子データについては、各自でも必ず保管しておく。
- その他、各教官室のガイダンスの中に特別の指示がある場合や追って指示がなされた場合には、これに十分注意し、その指示に従うこと。